

深谷市公共施設の在り方に関する事前協議会 協議報告書

深谷市公共施設の在り方に関する事前協議会

会 長 小 森 秀 夫

1. 本協議会の趣旨

過去の大地震の教訓から、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、各公共団体において計画的な耐震化を進めるための「耐震改修促進計画」を策定することとなった。これを受け、深谷市でも平成22年3月に平成27年度を目標年度とした「深谷市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることとした。平成22年度にはプロジェクトチームにより、市有建築物の耐震化に関する調査研究も行われ、本庁舎の早急な建て替えが最良と提言された。

一方、平成18年1月に1市3町の合併で新深谷市としてスタートしたが、合併前の旧市町が保有していた施設をそのまま新市に引き継いできたことから、同種・同機能の施設を数多く保有することとなった。公共施設を保有しているだけでも財政を圧迫することから、耐震化が必要な本庁舎を含む特定建築物の対応も含め、将来を見据えた公共施設の在り方を検討するためプロジェクトチームを設置し、平成23年3月に、公共施設適正配置の必要性について「深谷市公共施設現況調査書」として提言された。

については、市財政を圧迫していく公共施設の適正配置を考慮しながら、大地震発生時にも継続して存続可能な市建築物の耐震化を図るため、市議会と市執行部において、公共施設の在り方に関する課題を共通認識し、解決に向けた取組を進めていく方向付けをとりまとめるため、「深谷市公共施設の在り方に関する事前協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し協議することとした。

なお、協議会の協議報告書（以下、「報告書」という。）の協議結果については、協議会としての意見を取りまとめたものであり、決定事項ではない。今後、市民を交えた協議の場において、詳細な協議・検討を行う際の参考資料として引き継ぐものとする。

## 2. 協議結果

協議会では、平成24年11月26日から平成25年2月13日まで、4回に渡り公共施設の在り方に関して会議を重ねてきた。

その結果、設置要綱第2条に規定する協議事項について、各委員から出された様々な意見を、次のとおり取りまとめた。

### (1) 公共施設の適正配置について

平成24年11月に策定された「深谷市公共施設適正配置基本方針」に基づき、公共施設の適正配置を進めること。

個々の公共施設については、本庁舎を含む特定建築物以外、原則、個別案件として対応すること。

### (2) 本庁舎を含む特定建築物の耐震化対策について

本庁舎は耐震補強ではなく、現庁舎を使用しながら、現在の本庁舎敷地内に新たに建設することが望ましい。なお、その際、同様に耐震性の低い外部庁舎は、新庁舎にできるだけ多く集約する。新庁舎建設の詳細は、市民を交えた協議の場において、協議・検討していくこと。

また、特定建築物のうち、岡部総合支所、川本総合支所、市民体育館、総合健診センターについては、本庁舎の協議・検討とは別途対応すること。

### (3) 旧埼玉県立総合教育センター深谷支所の活用策について

旧埼玉県立総合教育センター深谷支所に対する要望・陳情への対応を始め、施設購入時の経緯を踏まえ、適正な施設の有効活用を図ること。

なお、有効活用の検討に当たっては、(1)の基本方針に基づき、個別案件として対応すること。

### (4) (仮称) 市民会議について

将来を見据えた公共施設の在り方を検討するには、市民の皆さまとともに考える必要があることから、(仮称) 市民会議を設置し、協議・検討すること。

その際、協議会の協議結果である報告書や協議会会議録を参考とすること。